

タイにおける電子システムを利用した会議に関する勅令

2020年4月20日

One Asia Lawyers タイ事務所

数多くの民間企業が COVID-19 の感染拡大により、民間企業の株主や取締役が来タイすることが困難である状況を踏まえ、2020年4月19日「電子システムを利用した会議に関する勅令（末尾参考日本語訳をご確認ください）」が官報に公示されております。同日施行となっておりますので、以下の通り、解説致します。

1 既存の規制について

従来、2016年9月23日に発行された告示において、これらの会議は、①少なくとも定足数の3分の1の人数が同一開催場所において物理的に出席していること、②すべての出席者がタイ国内にいること、③情報技術省が定める基準に従った電子システムによる会議の実施が必要である、と定められておりました。

特に、②のタイ国外にいる株主の代表者や取締役が電話やテレビ会議により株主総会や取締役会に出席できないため、電話やテレビ会議を活用できる範囲は極めて限定的な状態でありました。COVID-19の感染拡大により、弊所としても、来タイすることが困難な民間企業の取締役の方等から数多く相談を受けておりました。

この点、株主総会については、委任状を活用することにより来タイを回避することができる状況にありましたが、他方、取締役会につきましては、委任状による代理人の出席が認められておりません。株主総会と異なり、取締役の代理人出席が認められない趣旨は、株主とは異なり、取締役はその専門性に基づいて事業運営や経営を委ねられる経営の専門家であり、重要な経営判断を下す場である取締役会への出席を他者に任せることは株主の期待に反するためです。

そのため、取締役会の実施について、弊所としても色々な方策を検討し、当局に対して提案の準備をしておりましたが、今回の勅令の発行により、そのような取締役会の実施を巡る問題は解決したと評価できます。次に、その内容について整理致します。

2 勅令の内容について

まず、結論として、今回の勅令の施行により、上記で述べた、①少なくとも定足数の3分の1の人数が同一開催場所において物理的に出席していること、②すべての出席者がタイ国内にいること、という要件が廃止となりました。これは、タイ実務において画期的な規制緩和であると評価できます。

但し、上記で述べた③情報技術省が定める基準に従った電子システムによる会議の実施や取締役会における資料、ログ、映像や音声等の保管義務が明確に定められており、取締役会の実施においては留意が必要です。詳細については、末尾の参考日本語訳をご確認いただければと思います。

さらに、同勅令の備考欄において、次の通り、勅令発行の背景と趣旨が明示されております。整理すると、①COVID-19の感染防止とタイ経済の安定のため、②現代の働き方に対する対応とテクノロジーの進化に対する対応の2点に整理ができます。①については、現状のCOVID-19の状況に配慮した適切な規制緩和だと評価できます。また、②については、タイ周辺国においても、株主総会又は取締役会における電話会議やテレビ会議等の実施を規制する国は限定されており（例えば、カンボジア、ラオス、ミャンマー等においても定款等で定めれば可能となっています）、今回の改正によるデジタル化の進展については、タイ政府が促進するタイランド 4.0 企業の誘致にも資することになり、タイの競争力を維持するためにも非常に重要な改正であったと理解できます。

<勅令備考欄の内容>

- 2014年6月27日に国家平和秩序評議会が発行した告示第74/2557号「電子システムによる会議の開催」では、定足数の1/3は同一場所での参加が義務付けられていた。これは、昨今のCovid-19感染拡大の中、ソーシャルディスタンスを保てず、感染のリスクを高める。
- 同告示では、会議参加者全員がタイ国内からの参加が義務付けられていたが、公的機関と民間企業どちらにとっても現代の働き方にそぐわず、また、テクノロジーも進化していることから、経営効率や持続性に影響すると判断した。
- 定時株主総会を延期とし、開催予定日が見込めない会社が多く、民間企業では特に大きな影響を受けている。経済の鈍化に対応するべく早急な変化が求められる。
- タイ経済の安定性に大きく影響するため早急に本勅令の発行が必要であると判断した。

<参考日本語訳（重要事項を抜粋）>

勅令

電子システムによる会議

2563年4月18日

(2563年4月19日官報掲載)

第2条 2020年4月19日から効力が生じる

第3条 2014年6月27日に国家平和秩序評議会が発行した告示第74/2557号「電子システムによる会議の開催」は廃止とする

第4条 「電子システムによる会議」とは、法律で開催を義務付けられる会議で、かつ、電子システムにより開催可能とされる会議を意味する。また、会議の参加者は同一の場所で参加しなくても、電子システムを通して助言の提供や意見交換を行うことを可能とする。

第6条 それぞれの法律で規定される方法に従い会議する場合を除き、法律により開催を義務付けられる会議において、会議で議長を務める者が電子システムによる会議開催について決定できる。この場合は法律で規定される方法に従った会議と同様の効力を有する。

第7条 電子システムによる会議は、デジタル経済社会省が告示で定めた電子システムによる会議の安定・安全性維持のための基準に従うこと。

第8条 会議の招集通知及び会議を構成する書類は、Eメールによる送付も可能とする。この場合、会議開催の責任者は招集通知や会議を構成する書類の写しをデータで保管しておくこと。

第9条 電子システムによる会議を開催する場合、会議開催の責任者は以下を行うこと。

- (1) 電子システムによる会議参加前に、会議参加者全員が出席するよう調整すること。
- (2) 参加者が投票できるようにすること。(公表、非公表の投票どちらも)
- (3) 書面による議事録を作成すること。
- (4) 会議開始から終了まで、会議参加者全員の音声または音声+画像を電子情報(データ)として記録すること。ただし、秘密会議は除く。

(5) 会議参加者全員のログを証拠として保存すること。

(4) 及び (5) に基づく情報は会議議事録の一部であるとみなす。

第 11 条 本勅令に基づき開催した電子システムによる会議は、法律に従い開催した会議であるとみなされ、本勅令に基づく電子情報（データ）を聴くことを拒否してはならず、民事訴訟法、刑事訴訟法、またはその他の訴訟法に基づく検討プロセスにおいて証拠となる。

第 12 条 本勅令が施行されるまで使用を強制していた、2014 年 6 月 27 日に国家平和秩序評議会が発行した告示第 74/2557 号「電子システムによる会議の開催」に従った電子システムによる会議開催にあたっての安定・安全性の維持基準は、本勅令に矛盾しない限り、本勅令で定められる電子システムによる会議開催にあたっての安定・安全性の維持基準が確立されるまで、今後も準拠することを可能とする。

第 13 条 2014 年 6 月 27 日に国家平和秩序評議会が発行した告示第 74/2557 号「電子システムによる会議の開催」に従って開催した電子システムによる会議全ては、本勅令に準拠しているものとみなされる。

第 14 条 デジタル経済社会大臣は、本勅令の定めに従うこと。

備考（4 ページ目）

- 2014 年 6 月 27 日に国家平和秩序評議会が発行した告示第 74/2557 号「電子システムによる会議の開催」では、定足数の 1/3 は同一場所での参加が義務付けられていた。これは、昨今の Covid-19 感染拡大の中、ソーシャルディスタンスを保てず、感染のリスクを高める。
- 同告示では、会議参加者全員がタイ国内からの参加が義務付けられていたが、公的機関と民間企業どちらにとっても現代の働き方にそぐわず、また、テクノロジーも進化していることから、経営効率や持続性に影響すると判断した。
- 定時株主総会を延期とし、開催予定日が見込めない会社が多く、民間企業では特に大きな影響を受けている。経済の鈍化に対応するべく早急な変化が求められる。
- タイ経済の安定性に大きく影響するため早急に本勅令の発行が必要であると判断した。

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 本資料は 2020 年 4 月 20 日時点の速報であり、また全タイ語原文の翻訳ではなく、お客様の関心が高いと思われる部分の抜粋・要約であることを予めご了承下さい。本資料の内容とタイ語原文に内容の不一致があった場合は、タイ語原文を正とします。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。必ずタイ語原文をご参照下さい。
- ・ 本報告書はお客様への情報共有に特化し作成した機密文書であり、第三者への公開を禁じます。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 及び南アジア各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 及び南アジア各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal

藪本 雄登